

れる。然し乍ら聞く處に依れば農商務省に於ては、尙引き續き此の草案につき熟議研究を重ねてゐる。あるから、成案までには尙多少の變化を見るであらうと思はれる。私共は尙ろ其の變化を期待するものである。

私は次に内務案の他の重要な二二の點を特記し終りに意見を數言附加して置き度いと思ふ。

▼團結権の承認

今日、労働組合に入つてゐる労働者が何れも役付職工、技師、工作主等より大なり小なりの壓迫を受けてゐるのは事實である。殊に處士層の如きに於ては、組合員は尤も秘密結社にでも入りてゐるかの様にコソコソと集會し、大知れず金儲や賞章の配付をしてゐる様な有様である。然も不幸にして組合に加盟してゐることが發見せられる事、他に何等の理由もなく、唯組合に入つてゐるが故に「或は組合より脅迫せざるが故に」といふ理由の下に解雇せられた同志が從來勧なくなつた。殊に甚しきは組合の幹部に對して黒表を廻して其の生命の途さへ絶たれた例も屢々あつたのである。

處が内務省案の第九條を見ると「雇用者は其使用人は労働者が労働組合員たるの故を以て之れを解雇し又は組合に加入せず若くは組合より脱退することを雇用條件と爲すことを得ず」にあるから、これで組合員も先づ一安神といふものだ。即ち労働者の結社の権利